## 主 本件異議の申立を棄却する。 理 由

本件異議申立の趣意は、本決定末尾添付の申立人名義の「異議申立書」(写)記載のおりであるが、その要旨は、原決定の申立人の弁護活動に対する評価は余りにも不相当であつて、合理的裁量の範囲を逸脱したものであるから、これを是正すべく、原決定を取消したうえ新たな報酬支給決定を求める、というのである。

マ、、 「ないでは、 である。 というのである。 というのである。 というのである。 というのである。 というのである。 というのであるに、 所論指摘にかかる原決定は、 刑事訴訟費用等に関する 法律 (以下、「費用法」という) 〈/要旨〉八条二項にもとづくものであるところ、 明法は、国選弁護人に支給すべき報酬額の決定を当該刑事被告事件の難易、 当る 当選弁護人の訴訟活動の状況、開廷回数等考慮すべき具体的諸事情に精通して服 中立の が (八条二項)、 その決定に対関する規定は の に し と の 表に で ある に 徴する に で ある が に おいて は 、 刑事訴訟手続 に 関する も の で は な に と 解 ま に と な に 関する も の で は な に 関する ま に 関する も の で ある が に お に 関する ま に と が 言い な お 、 刑事訴訟手続 そ れ 自 体 に 関する ま が 言い 渡 さ れ た 後 の 段階に お け る 作 が 適用 さ れ る 余 地 は な い も の と 解 す る の が 相 当 で ある。)。

よつて、本件異議申立は、法の許容しないところであつて不適法であるから、刑事訴訟法四二八条三項、四二六条一項前段に則り、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 吉田誠吾 裁判官 鈴木雄八郎 裁判官 川原誠)